

北陸地方整備局事業評価監視委員会運営要領

(趣 旨)

第1条 本運営要領は、北陸地方整備局事業評価監視委員会規則（平成13年7月18日付け施行。平成15年6月30日、平成22年4月1日、平成28年3月28日一部改正、平成28年4月13日一部改正。以下、「規則」という。）第4条に基づき、北陸地方整備局事業評価監視委員会（以下、「委員会」という。）の運営方法について、必要な事項を定める。

(委員会の開催等)

第2条 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席がなければ、開催することができない。

2 意見の具申にあたっては、必要に応じ、出席した委員の過半数で決する。可否同数の場合は、委員長が決する。

(審議過程の透明性の確保)

第3条 委員会の構成員、委員会の開催予定は、公表する。

2 委員会の会議の公開については、委員会が決定する。

3 委員会の会議に提出された資料、議事録等は公開する。

ただし、公開することが適切でないと委員会が判断する資料は公開しない。

4 会議に提出された資料、議事録等の公開は、会議終了後速やかに行う。

(外部専門家等の意見)

第4条 委員会は、事業特性や技術的判断等が反映可能な運営を図るため、必要に応じ、外部専門家等の意見を聴取することができる。

(その他)

第5条 その他委員会の運営に必要な事項については、委員会において決定する。

附 則

- 1 本運営要領は、平成13年7月25日から施行する。
- 2 本運営要領の施行に伴い、「北陸地方建設局事業評価監視委員会運営要領（平成10年9月25日施行）」及び「運輸省第一港湾建設局港湾・海岸関係事業再評価委員会運営要領（平成10年8月1日施行）」は廃止する。
- 3 本運営要領は、平成15年8月5日より一部改正する。
- 4 本運営要領は、平成22年4月1日より一部改正する。
- 5 本運営要領は、平成28年3月28日より一部改正する。
- 6 本運営要領は、平成28年4月13日より一部改正する。